

ティーチャーズ・ルーム・アシスタント取扱要綱

制定 平成30年3月15日 要綱第1号 教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、学校働き方改革の一環として、区立学校において教員の負担軽減を目的に勤務する者（常時勤務することを要しない者のうち、スクール・サポート・スタッフは除く。以下、「ティーチャーズ・ルーム・アシスタント」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(配当方針)

第2条 教育長は、主に児童数および生徒数が500名以下の規模の学校に対して、校長の申請に基づき、予算の範囲内で必要時数を配当するものとする。ただし、一日あたりの時数は、一校あたり5時間を上限とする。

(任用)

第3条 ティーチャーズ・ルーム・アシスタントの任用については、学校における働き方改革に理解のある者のうちから、各学校の校長の推薦により、教育次長が決定する。

2 任用にあたっては勤務条件を明示のうえ覚書（別記様式）を徴する。

(勤務時間)

第4条 ティーチャーズ・ルーム・アシスタントの勤務時間の一単位時間は60分とする。

(勤務時間の割振り)

第5条 勤務時間の割り振りは、校長が行う。

(謝金)

第6条 ティーチャーズ・ルーム・アシスタントの謝金は、毎年度予算で定める1時間あたり単価に勤務した時間を乗じて得た額とする。

(欠格条項その他)

第7条 欠格条項、服務および解職については、品川区教育委員会非常勤職員規則（昭和40年7月13日品川区教育委員会規則第9号）の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。